■　第９回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会会議録【確定】

〇日時：平成 26 年 3 月 20 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、正道委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、保坂委員、桝屋委員、松永委員　計 16 名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業企画課企画係長、都市計画課長、土木総務課長、中央区健康福祉課長補佐、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事、防災課長補佐　計 12 名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：７名（うち報道１名）

１．開会

（司　会）

ただいまから、第９回条例検討会を開会いたします。

はじめに、本日の会議につきましても、議事録作成のためテープ録音をご了承願います。

また、委員の皆さんのご発言の際には挙手をお願いしたいと思います。

本日は報道が入っておりますので、撮影については議事に入る前までということでご了承願います。

それでは、本日の配付資料の確認をお願いいたします。はじめに机上配付したものとしまして、本日の次第、条例検討会の出席者名簿、座席表、参考資料２「条例検討会で委員発言・意見に対する所管課の考え方について」、参考資料３「地域で共に助け合う災害時要援護者申請・登録制度のお知らせ」、参考資料４「災害時要援護者名簿の登録」。また、事前にお送りした資料として、当日の検討会で議論いただきたいポイント。資料１「第８回条例検討会のまとめについて」、資料２「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会中間とりまとめ【たたき案】」、資料３「市民及び関係団体との意見交換会について」、参考資料１「新潟市立特別支援学校における特別支援学校教

員免許状の保有状況（平成 25 年度）」、以上となりますが、ございますでしょうか。

次に、参考１についてですが、これは前回の検討会で竹田委員からご要望のあった資料となります。参考資料２については、こちらも前回の検討会で、ひまわりクラブや子どもふれあいスクールに関するご意見がありましたので、それらに関する所管課の考え方をまとめた資料となっております。また、参考資料３と参考資料４については、こちらも前回の検討会で災害時要援護者制度に対するご意見がありましたので、その仕組みが分かるものということで資料を用意しましたので、ご覧ください。

次に、当検討会では傍聴者の皆様から、傍聴した感想やご意見を受け付けております。いただきました感想や意見につきましては、委員の皆様の参考資料として、検討会等で配付させていただきます。様式は問いませんので、もしご意見等がございましたら、事務局に提出をお願いしたいと思います。

続きまして、委員の交代についてお知らせしたいと思います。県弁護士会の小泉委員が委員としておられましたが、退任されるということで、今回から角家委員に交代されました。角家委員から、一言ごあいさつをお願いいたします。

（角家委員）

ただいまご紹介いただきました新潟県弁護士会の弁護士・角家理佳でございます。新潟第一法律事務所に属しております。弁護士会では、弁護士になったときから高齢者・障がい者の権利に関する委員会に所属しております。このたび、小泉委員が退任されることになりまして、私が代わりに務めさせていただくことになりました。皆さんとこのような貴重な条例検討委員会に参加させていただけることを大変光栄に思っております。小泉弁護士と比べますとまだまだ未熟でございますが、皆さんにいろいろと教えていただきながら一生懸命務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（司　会）

ありがとうございました。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員 20 名のうち、石川委員、片桐委員、白柏委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、合計 17 名の出席ということになります。

これより議事に移らせていただきます。長澤座長、よろしくお願いいたします。

２．議事

（１）第 8 回条例検討会のまとめについて

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。

議事の前に、先週土曜日、内閣府主催の「共生社会地域フォーラム」の席で、私がここの条例検討会の取組みを発表させていただきました。こちらの委員の皆様も多数駆けつけてくださいまして、大変心強かったです。十分伝えられたかどうかは不安でもあるのですけれども、たくさんの出席者があり、これからさらに頑張っていこうという気持ちになりました。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。はじめに、議事（１）「第８回条例検討会のまとめについて」です。この議事で議論していただきたいことは、事前送付資料でお配りした当日の検討会で議論いただきたいポイントにもありましたとおり、第８回の検討内容を整理したものとして確認いただき、ご意見をいただきたいと思います。第８回のまとめについて何かご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（遁所委員）

教育とコミュニケーションのところで参加させてもらった遁所です。先ほど、事務局にもお伝えし了解を得たところなのですけれども、教育分野の最初の行なのですが、具体的な文章を書いていただきましたが、もう少し普遍化して、学校行事に参加する際のところで、十分に協議して、合理的配慮に基づいた、参加を前提とした話し合い、そういうところを強調していただきたいということがあります。この文章については、個別事例についての対応策であり、もう一つ、特別支援学校で実際に個別事例として、人工呼吸器をつけた児童が東京までの修学旅行を希望されているということで、遠慮してもらうことは前提となると、大変難しい問題になりますので、この文章についてはそういうことを含んだ内容として読み替えていただければと思います。

（長澤座長）

資料１のグループ発表討議の教育分野の協議の内容についてご発言がありましたので、事務局で記録をお願いいたします。

第８回条例検討会のまとめについて、ほかにいかがでしょうか。

（川崎委員）

前回の検討会において皆様方にご迷惑をおかけしました。本日頂戴したまとめの３番、条例の目的等についてというところで、意見交換を行うことを了承いただきました。中間まとめに入る前に、この検討会のはじまりとなったといいますか、提言書に示された事項を今一度確認して、これまでの意見交換はそれに答えたものであったか。振り返って意見交換をさせていただきたいという思いで、強くお願いさせていただいたところです。皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ありません。

その意図について、若干、述べさせていただきたいと思います。第１回の検討会で説明が

ありました提言書、部会報告書に示されていた事項について、検討が不足しているのではないかということが思いとしてありました。加えて、これまでの資料や記録というのは大変多く、私も含めて皆様方の意見も、それぞれの資料が分散しているのです。そうしますと、注意深くなぞらないと見落としてしまうこともあるということで、確認作業も行えればという考えからでございました。その確認という意味では、今回頂戴した中間とりまとめ【たたき案】がとてもいい資料となっていると思っております。事務局には感謝したいと思います。ありがとうございます。

話を戻します。検討が不足していないかということについてですが、大きく三つの視点でその必要性を感じております。一つ目は、どのような条例が望ましいのかという視点です。条例の名称も大変重要なものですが、差別解消を主題とした条例とするのか、虐待や女性、子どもに関する事項なども含め、全般にわたる基本条例的なものにするのか、どちらを望むのかというあたりについては議論、検討が少し不足していたのではないかという事。二つ目については、具体的な施策について、これも検討が少し足りなかったのではないかということ。どのような体制で進められるのが望ましいのかということ。三つ目、障がい当事者サイドからのかかわり方。理解促進ということに関して申し上げますと、当事者の発信が大変重要なものだと考えております。その発信力にも大きな期待があるところです。したがって、そのかかわり方、ありようについてというところ。この三つでございます。これらのことも合わせまして、今回頂戴している中間とりまとめ【たたき案】の中であわせて検討させいただければいいのではないかと、今は考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

今、川崎委員からいただいたご意見は、次の中間とりまとめについてのポイントになりますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。今、川崎委員から三つの視点ということでご提案がありました。大変重要だと思います。もし可能であれば、今の視点をホワイトボードに掲示していただければいいと思いますが、いかがでしょうか。必要ないというのであればいいのですが。

では、その議論に移る前に最終確認いたします。第８回のまとめについてはよろしいでしょうか。また何かお気づきの点があれば、ご意見をください。

（２）中間とりまとめについて

議事（２）「中間とりまとめについて」に移りたいと思います。最初に、前回の検討会で、今ほど川崎委員から意図の説明がありました。今までの検討会を振り返って、障がいのある

方の差別についてどのように感じ、どのような考えを持たれたのかということで、三つの視点を書いていただくのですが、ぜひとも、障がいのある方への差別についてどのように感じ、どのような考えを持たれたのか、全委員の皆様から感想を述べていただき、その後、先ほどの三つの視点を中心に検討していくべきではないかということですので、時間を設けたいと思います。皆様から感想、ご意見をいただきたいのですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

時間の都合もありますので、勝手ながら、伊東委員からよろしいですか。

（伊東委員）

感想などを述べさせていただきます。検討会に参加する機会をいただいて、たくさんの差別事例や皆様のご意見を伺うことができました。回を重ねるにつれて、自分自身の日常生活の中で、以前は気づかなかったことに気づくように、今まで見えなかったことが見えるようになってきたような気がしております。障がいのある方の立場になって考えて、声に耳を傾けて、寄り添って、一緒に取り組んでいくことが大事だと感じております。以前ある人に教わったのですけれども、障がいのある方は自分の先輩であるということです。自分も将来経験するであろうことを、障がいのある方は今経験していらっしゃるわけです。先輩から学び、改善していくことで、全ての人の暮らしが豊かになっていけば幸せです。

（長澤座長）

ありがとうございました。

金子委員、お願いいたします。

（金子委員）

まさしく障がい者になって思ったことは、なぜ私はこんな病気になったのだろうというひがみを、健常者の皆さんにどのように伝えればいいかということで非常に悩みました。この条例は非常にいい題で、ある人もない人も大切にされと。新潟市のすばらしい条例になってほしいと思いました。

（長澤座長）

続きまして、川崎委員、お願いいたします。

（川崎委員）

感想を込めてということなので、端的に申し上げます。合理的配慮というものはどういうものか、非常に難しいということを強く感じているところです。合わせて、どのようなことを、どのような形で進めていけばいいのか。それが本来条例に結びついていけばいいという感想を持っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして、角家委員、よろしくお願いいたします。

（角家委員）

私は今回初めての参加で、今までの資料を深く読み込むことまでいっていないものですから、ざっくりした感想ですけれども、私の知らない、たくさんの、いろいろな種類の障がいがある。いろいろなことで皆さんがお困りだということに初めて気づくところも多くて、自分の無知を恥ずかしいと思っています。合理的配慮などについては、受け止め方は人それぞれ違うところもあるので、皆さんの希望を広く拾っていくことが難しい。あまねく皆さんの希望をかなえられるというのはどういうことかということを追求するのはなかなか難しいと思いましたけれども、それはこれから私なりに考えていきたいと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。いきなりで申し訳ありませんでした。

佐藤委員、お願いいたします。

（佐藤（佐）委員）

これまで、私もあまり障がい者の皆さんと接する機会がございませんでしたけれども、ここにきて、障がい者の皆さんの日ごろのご苦労や考え方についていろいろとお伺いしまして、大変勉強になったと思っております。聞いてきた中では、障がい者の皆さん特有、固有の問題もありますが、中には障がい者ではない方にも同様な問題があるのではないかと。そういう意味では、（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされるというところは、非常にいい面なのではないかと思っております。ただ、やはり誤解や情報不足の点で問題になっているという点も少なからずあるのではないかと感じます。もっとお互いにコミュニケーションを深め、あるいは情報を共有して、ということで、理解し合えるような状況になるのがいいのではないかと個人的には感じていたところです。そのためにも、適切な条例づくりについて深めていくことが大切なのではないかと感じているところでございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして、佐藤洋子委員、お願いいたします。

（佐藤（洋）委員）

私はこの会議に出させていただくことにより、川崎委員もおっしゃったように、合理的配慮ということの難しさを日々感じております。法務局で人権相談を承らせていただきながら、本当に不条理なことがあるのだということを感じております。以前、アメリカの障がいのある女性が、私たちの前に決して立たないでください。私たちの後ろにも立たないでください。

押さないでください。どうぞ私の横に並んで一緒に歩んでくださいという詩を書いた女性がいらしたのですけれども、まさにそのとおりで、私はこの会議で障がいのある方々とご一緒させていただいてとてもうれしく思い、また、荷の重さを感じております。私もいろいろなことを経験させていただいた中で、条例を作るにあたってどのようにしたらいいかというのは、資料を読み返しても難しいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

正道委員、お願いいたします。

（正道委員）

発症して 16 年くらい経つのですけれども、障がいがあるから差別される、偏見を持たれる、それが当たり前の世界で生きてしまったので、今は当たり前ではないということに鈍感になってしまったようです。自分さえ我慢すれば、面倒なことが起こるくらいなら何も望まないと思って生きてきました。目に見える障がい、見えない障がいのある方々のお話を聞いて、自分の生き方について考えるようになりました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

竹田委員、お願いします。

（竹田委員）

私がこの会議に出させていただくきっかけにもなったのだと思うのですが、10 年間にわたって毎年、10 年前は西蒲原郡でした。途中から西蒲区になったのですけれども、共生フォーラムというものをオール障がいで、マラソントークリレーというのを中心的な企画にして、10 年間やってきています。本当にいろいろな障がいの方の本音の話をつなげてマラソンのように聞くという会をやっています。私はそこで、障がいのある人の違いやつらさをたくさん感じてきたのですが、そういう私が参加しても、まだ知らないことがいっぱいあるということをつくづく感じたのです。そういう点では、この会に出させていただいてありがたかったと思います。（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会というのが三つの中身を持っていて、とても好きです。

（長澤座長）

ありがとうございました。

遁所委員、お願いいたします。

（遁所委員）

私も障がいとともに生きてきたのですけれども、その中で、相談業務をさせていただきな

がら、フィールドを持って、この会議に参加させてもらって、いつも普通とは何かと考えるようにしているのですけれども、さらに考えるようになりました。障がいを持った人が普通ではないわけではなくて、かえって、健常と言われる人のほうがときどきずるく立ち回り、障がいのある人が素直すぎて、指導員に怒られるという理不尽さを感じながら、普通ということを強調しながら、この条例は生きていく糧になるようにと思っています。

もう一つ思っていたのが、障がいのある人の需要や支援というのは、わりと進んでいるというか、スポットが当てられるのですけれども、家族に対する需要、障がいのある人の親などの愛情、それがおせっかいだという当事者もいますけれども、しかしそれは無条件の愛情で、そこら辺も大事にしながら、障がいに偏らない、普通というところを強調した条文になっていくことを、さらに願ってやみません。

（長澤座長）

ありがとうございました。

田中委員、お願いいたします。

（田中委員）

３点ほどございまして、こうしたことが問題になる分野は極めて多様であると。広い分野で問題になっていることがよく分かったところです。それぞれの分野において状況が大きく異なるように思われました。何が差別にあたり、何が合理的な取扱いなのか。これも一概に言いづらい面があるように思います。それぞれの問題が生じるような事業であるとか、サービスにおいて、サービスを提供する側についても事業を取り巻く状況は全く異なりますし、差別と感じる障がい者側の状況も、障がいの状況に応じた対応になります。こうした状況のもとで、どのようなガイドラインなり指針を作っていけばよいかということなのですけれども、それを考えるにあたって、いろいろな情報を集約しないと作っていけないのではないかと感じています。今回の検討委員会には、さまざまな障がいをお持ちの方がいらっしゃいますけれども、ここにいらっしゃっている方だけでは把握できない障がい者の方々の状況もあると思いますし、一部のサービス事業者の方もいらっしゃっていますけれども、非常に多様な施設やサービスがありますので、そういう方々の情報もなければ、よいガイドラインなり指針というのはできないのではないかと感じております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして、長谷川イミ委員、お願いいたします。

（長谷川（イ）委員）

この会に入って最初に感じたのは、資料がものすごく多いということで、今回、私はけっ

こう忙しかったのですけれども、一応、全部目を通してきました。難しい言葉がいろいろと使われていて、辞書を引いたりしていました。この前の土曜日も参加させてもらったのですけれども、ほかの人もみんな言っていたのですけれども、内閣府の人は何を言っているのかよく分からなかったと言っていました。長澤座長の発表は分かりやすく、みんな感動して、私たちがどういう活動をしているかということが理解されたようで、すごくよかったと思います。難しい言葉を、たとえ話にしてもらって、【たたき案】の 32 ページにも「条例の条文については、小中学生でも理解できるよう、わかりやすくするとよい」書いてあるのでけれども、条例はしょうがないとしても、たとえ話みたいなものをつけ加えてもらうとありがたいと思います。

障がいの特性について、身体障がいのことなのですけれども、言葉としてまとめることができて、本当によかったと思います。福祉会館の同じ事務所で、視覚障がいやろうあの人も一緒なのですけれども、そういう人の障がいの大変さは大体理解できていたのですけれども、目に見えない、発達障がいの苦しみのようなものが今回分かって、周りの人に理解してもらうのは大変なのだと思いました。障がいの特性についてまとめられたことは、すごくいいことだったと思います。ありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして、保坂委員、お願いいたします。

（保坂委員）

以前にご紹介させていただきましたが、私どもは交通事業者として、車いす等のお客様の対応については、社内研修を行ったりという取組みは行っているところではございますけれども、この検討会に出させていただいた中で、さまざまな障がい特性、特徴についていろいろとお話をお聞かせいただきました。その中で、一見しても障がいがある方という認識ができないケースもあるということで、場合によると、無意識のうちに差別をしてしまったりというケースがあるのだろうと感じました。障がいについてもっと知ること、障がいのある方に対する理解を深めることが、私たちにとっても非常に重要であると感じました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

桝屋委員、お願いいたします。

（桝屋委員）

私も発達障がいの当事者なのですけれども、まず感じたことは、だれもが障がい者になりうるはずなのに、どうして健常者の無理解と不理解がこんなにあふれてしまうのかというと

ころにすごく憤りを感じました。差別の事例なども、見れば見るほど、こんなに不条理なことがまだあふれているのかと。これほど文明が発達したにもかかわらず、人間の精神や包容力は未熟なものだと痛感させられました。この場でまだ紹介されていない障がいや難病も多々あります。とりわけ、現在、重大な話としては、性同一性障害をはじめとしたセクシャルマイノリティーの問題がここに取り上げられていないというのが、私としては非常に心が痛みます。この場でカミングアウトさせていただきますけれども、私もセクシャルマイノリティーの一員でして、いわゆるバイセクシャルというものです。セクシャルマイノリティーについては、特に地方で人権を無視されたとてもつらい立場が横行しています。しかし、セクシャルマイノリティーは声をあげることすらかないません。それは無理解と不理解が横行しています。

私がもう一つ言いたいことは、私のような当事者が積極的に条例の制定の中核として働かせていただいたことはとても感謝しています。ですけれども、制定後も紛争解決や差別防止の一翼を担うような存在として活躍できたらいいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

松永委員、お願いいたします。

（松永委員）

私は 30 歳で失明して、見えなくなってからのほうが長くなったのですけれども、その間、いろいろなサービスを受けている部分もあるのですけれども、今回、この会議に出るために、毎回、メールで資料が送られてきます。このことが視覚障がい者にとっての合理的配慮の原点だと思っています。合理的配慮を討議する中で、自分のことを考えると、確実に皆さんと同じものが読めるということは非常にうれしい。多くの視覚障がい者がこのようになればいいのではないかと思っているわけです。資料を会議の前に読んで理解できているかというと、なかなかそうはいかない。会議が終わってからもう１回見直してみると、このことを言っていたのかということが後で分かる部分も多いわけですけれども、今回、事例が出てきて、最初に事例を読んだときには意味が分からないこともあったのですけれども、障がいの特性を勉強した後に改めてそれを読んでみると、このことが問題だったのだということも理解できるようになりました。

その中で、これができた後、どうするか。私ども視覚障がい者の方々が、この情報をどう分かってくださるか。当事者にどのように理解していただくか。そこがまずできてこないとだめではないかということと、差別の事例を見ていったときに、相手方というのは、差別の現場できちんと話を聞いてくれているのか、最後まできちんとコミュニケーションをとって

いるのかどうか。中途半端で終わってしまっているから、後で、これで差別だ、合理的配慮がされていないと感じるのではないかと思います。そういう意味で、これをどう啓発していくのか。それがうまくいかなければ、多分、この条例ができても生きてこないのではないかと思っています。当事者あるいは市民の方々にこれをどう啓発していくかが一番大事になってくるのではないかと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

熊倉副座長、お願いいたします。

（熊倉副座長）

２点お話をしたいと思います。私としましては、この条例というのは、新潟市が封筒の裏に市民憲章というものを掲げておりますけれども、その一節に、明らかに共生社会を作りましょうという趣旨のものがあります。共生社会を実際に作っていくときには、障がいのある、なしで、こういうことなのだということを、お互いに共通理解できるものがないと、やはり共生社会というのはなかなかつくりにくいのではないかと思います。そういう意味での基礎づくりをするのが、この条例の一つの役割なのではないかと思っています。これによって、こういう配慮をしなければだめなのだなとかということを、障がいとは縁遠い方も知ることができると考えています。

もう一つ、これは感想になりますが、知的障がいの紹介のときの中身というのはオーバーラップしていまして、発達障がいと大変似通っております。発達障がいと言われている中で三つの傾向というものがありまして、桝屋さんのお話には、この三つの傾向というのは実は薄い、かかわり方としては一人ひとり、健常と言われる方もその傾向を薄く持っているというお話があって、私はそれを改めて聞きまして、逆に非常に平等感を持ったという思いがあるわけです。知的障害の方もそういった傾向が強い人が中心なのですが、知的障がいの場合はたまたまＩＱで区切られているという不思議な定め方をしています。何か一つの能力でいけば、例えばイチロー選手のように足の速い人、その反対側の人がいるわけで、中間の人が一番多いわけですけれども、そのような状態になっているというのは世の中の常で、眼鏡をかけている人が視覚障がいだとすると、眼鏡をかけている人はかなりいらっしゃるのですけれども、いわゆる視覚障がいで手帳を持っていらっしゃる方というのはどこかで線を引かれた基準があるということで、そういうところからごく普通の平等感を皆さんに持っていただけるアプローチの仕方ができないかと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

私もかかわってみて思うことなのですけれども、今回の差別解消法というのは、私的には非常に分かりやすいと思ったのです。排除する差別、合理的配慮、提供しない差別ということで、教育界にもかなりのインパクトを与えたのではないかと感じました。それだけ法律の持つ威力というのはすごいのだと感じました。そういったベースとなる法律があって、私自身は、新潟市としての特色を出すべきだろうと思っています。皆さんの熱い思いが毎回伝わってきますので、そういった思いをぜひ実現できたらと感じております。ご意見、いろいろとありがとうございました。

先ほど、川崎委員から視点を出していただきました。こうしてみますと、事務局で出していただいた、議論していただきたいポイントという流れに沿っていけるのではないかと感じました。そこで、事務局から中間とりまとめのうち、１ページから 12 ページまでのところを説明していただきながら、順番に、どのような条例が望ましいとか、あるいは対応としていろいろと出したのだけれども、それが十分かどうかというところを順番に検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。つまり、事務局が示したポイントに従って進めていくということです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料２をご覧ください。こちらは、今ほどご紹介がありましたように、事務局でまとめた中間とりまとめ【たたき案】になります。事前に資料を配付させていただきましたので、説明は簡単にさせていただきます。

まず、目次の項立てをこのようにさせていただきました。次ページ以降も含めまして、太線の部分を、本日、検討いただければと思っている部分でございます。

１ページをご覧ください。「はじめに」としまして、今までの条例を取り巻く動きや、条例の必要性、中間とりまとめの位置づけなどを記載いたしました。

次に２ページから３ページにかけて、これまでの検討の経緯としまして、条例検討会設置の経緯や検討会の役割、検討会での検討経過を掲載しております。

次に４ページに移りまして、第４回で行った各障がい特性、特徴に関することについて発表いただいたものになりますが、これを最初にもってきましたが、内容にボリュームがありますので、参考として後ろに入れることといたします。その下に移りまして、「障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例」の募集結果などについて記載し、また、５ページにはそれを基礎資料として、５回から８回に分けて行ったグループ討議や発表について記載しております。

６ページに移りまして、ここからは「条例に盛り込むことが考えられる事項」として、前

回の検討会で積み残した条例の目的及び名称などの【たたき案】と、提言書の内容や、今まで委員からいただいた発言を記載しております。まず、１の条例の目的でございます。最初に条例の目的規定を設ける意義について説明いたしますが、「条例の目的規定とは、条例の制定目的を簡潔に表現したものであり、条例全体の解釈、運用の指針となるもの」とされております。このことを踏まえ、部会報告書や提言書、他都市の条例を参考として、新潟市の条例の目的を考えてきました。提言書においては、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが障がいのある人も公正、平等の取扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援、合理的配慮を定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること。また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを条例制定の目的としています。

しかし、条例の目的制定としては、まず、目的達成に必要な手段を掲げ、その後に目的を規定するというのが一般的な形であるため、今後の条文化の作業に備え、手段と目的という形で考えていくことにしました。

「条例の目的について」は、提言書の内容を踏まえるとともに、千葉県や熊本県、八王子市などの目的規定を参考に【たたき案】としてお示しした、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深める施策を推進することにより、「社会的障壁のない『共に生きる社会』」を達成することを条例の目的としてお示ししております。

また７ページには、提言書において目的規定に関する該当部分を載せてありますので、参考にしていただきたいと思います。こうあるべき未来を想定しながらご議論いただければと思っております。

次に９ページに移りまして、「条例の名称」でございます。部会報告書や提言書においては七つの案が示されておりました。【たたき案】としましては、この検討会の名称となっております「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」を挙げておりますが、部会報告書にはこのほか六つの案が示されております。条例の名称につきましては、これら名称案や今までの議論、目的などを踏まえてご意見をいただけたらと思っております。また、例えば名称をこのままの長い条例名でいこうということであれば、略称があるとよいと思いますので、その辺のご意見もいただければと思っております。

また、本日欠席の白柏委員からメールでご意見をいただいておりますので、それを配付させていただきます。配付させていただく資料は、このところを議論いただくときに見ていただければと思っております。

次に 10 ページの「定義」に移ります。こちらについても、まず条例において定義規定を設ける意義について説明させていただきます。「定義規定とは、条例の中でも次の語の意義

を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのもの」とされております。これらのことを踏まえ提言書の内容、他都市の条例等を参考にして、新潟市の条例では四つの定義を【たたき案】としてお示しいたしました。「障がい」や「社会的障壁」については、障害者基本法と同様の定義として、また、差別については障害者基本法や障害者差別解消法では定義づけておりませんが、障害者権利条約や他の自治体の条例を参考に、障がいを理由として不当な差別的対応と合理的配慮の不提供の二つを差別として定義づけすることを【たたき案】として示させていただきました。

次に 11 ページの上のほうには、定義に関する提言書の内容や委員意見を載せてありますので、参考としていただけたらと思っております。真ん中の、市や市民の責務についてです。責務規定についてですが、「責務規定とは、地方公共団体、事業者、住民等の責務を示すもので、法令の目的を達成するためには、これらのものに一定の責務があることを強調したい場合に規定される」とあり、新潟市の条例においてもこの規定を設けたいと考えております。11 ページの下には、委員の皆様の意見や他都市の条例を参考に、市や市民の責務としてこのようなものが考えられるのではないかというものを載せております。

なお、先ほど、障がいのある方への差別についてどのように感じ、どのような考えを持たれたのか、委員の皆様から感想をいただきましたが、それらのことや、川崎委員からあった三つのこと。また、新潟市があるべき将来というものを考えていただきながら、条例の目的や名称、定義、責務についてご意見をいただけたらと思っております。

最後に、全体を通しての話になりますが、【たたき案】の中では、点線に囲まれた委員意見というものがございます。委員の皆様がどの部分に反映しているか分かるように、現段階では掲載しておりますが、最終的に中間とりまとめになった際には、委員の意見というのは参考にしたいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

先ほどの皆様の意見、感想を参考にしながら、順番にこの【たたき案】についてご意見をいただきたいと思います。まず、条例の目的について、委員の皆様からご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

（伊東委員）

目的としては、やはり共生社会の実現だと思うのですけれども、条例の中には「禁止」という言葉や、「しなくてはいけない」とか、「してはいけない」といった強い言葉が出ると思うのですけれども、将来的には、禁止しなくても全員が合理的配慮は当然のことである、そういうことが常識であるというふうになれるといいなと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。目的についてのご意見をお願いいたします。

（川崎委員）

私が最初に視点の三つを提示させていただいた中の１番目。これが目的、条例の名称、いずれにも絡んでくることだということで、時間をとらせて恐縮なのですが、差別解消を主題とした条例を望むのか、全般にわたる、いわゆる基本条例というものを条例として望むのか。このあたりは一度ご議論いただいてからのほうが、目的にしろ、名称にしろ、後からでは変えることができなくなってくる恐れもありますので、一度お願いしたいと思っています。どちらを選択するか決定しようという意思は全くありません。差別解消を主題としたといいますか、これまでの議論、この検討会の流れからいきますと、恐らく差別解消を主題とした条例というふうに私は受け止めています。

当然のことながら、虐待などに関する議論はここでは行っておりませんので、そういったものを取り込んでいくのではあれば基本条例と思っております。提言書、部会報告においてもそのあたりは記されていたところですので、入口のような話で恐縮ですけれども、どちらなのかなと。また、検討会としてはどちらの性格を持つ条例になるにしろ、まだ検討していなかった項目についても、どこかの時点、これからでもけっこうですが、何らかの形の検討が必要なのではないかと思っております。最終的に基本条例となれば、その部分の検討は当然必要なわけですし、差別解消を主題とした条例であれば、今の流れの上で、ここに【たたき案】として示されているところで進めていけばいいのではないかという印象を持っております。長くなって恐縮ですけれども、目的、名称いずれにも絡むことということでお願いしたいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。目指す方向性ということで、やはり重要な点だと思います。今のことも、二つどちらを目指すかというポイントを書いていただけますか。今、川崎委員が示された、禁止なのかどうなのかというところで。今のご意見をいただくとしまして、田中委員からご意見をいただきたいと思います。

（田中委員）

今、川崎委員からいただきました意見の議論の先の話になってしまって恐縮なのですけれども、仮に差別の解消を主題とすれば、現在、事務局から示されている社会的障壁のない社会の線引きをするということが誠に適切なのではないかと思っております。

これは【たたき案】への異論なのですけれども、障がいのある人の人格及び人権が尊重さ

れのフレーズというのは、これは手段というよりも、目的のフレーズに入れるべきものではないかと思っております。３行目の、することにより、・の後に、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のないというようにされたほうが、手段、目的の形というものに整合するのではないかと思っています。先取り的な発言で恐縮でしたけれども、川崎委員の論点のほうを先にしていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

今のご意見もしっかり【たたき案】の検討事項として入れたいと思います。

ほかにご意見がなければ、今、川崎委員が示されたように、禁止なのかそうではないのかという方向性について、委員の皆様はどうお考えでしょうか。先ほどの伊東委員のご発言もそれに近いものがあるのではないかと。禁止というよりは、目指す方向性を示したのではないかということなのですけれども、ここの姿勢を明確にすることが重要だというご意見でしたので、ほかの委員のご意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（竹田委員）

川崎委員から具体的な論点を提示していただいたので、私も非常に考えやすくなったと思っているのですけれども、私はやはり、差別解消を主題にしているということが明確に分かる条例にしたいと思っています。私は先ほどの１分間感想の中で、この長い仮称がとても好きだということをお話ししました。それはなぜかということをお話しさせていただきたいと思っているのですけれども、私はこの【たたき案】として示されている仮称の中に、三つの重要な内容が含まれていると感じているのです。一つは、「障がいのある人もない人も」ということです。これはまさしくオール市民の問題であると。人ごとではないのだと。私ごと、だれも関係のない人はいないということを端的に示してくださっている。これが一つ目です。

二つ目に、「一人ひとりが大切にされ」ということです。一般的な、基本的な、普遍的な大切なことを、上から伝えるということでなくて、現実的に困っているさまざまな問題を解決、解消できる力を持った中身を持とうと。それが「一人ひとりが大切にされ」の中身なのではないかと思っています。

三つ目に「いかされる」ということです。いかされるというのは、川崎委員の③の中にも入ってくるのですけれども、当事者という観点です。当事者自身がいかされる。新潟市の中に貢献する。そういう中身をもって、障がいを持った人をほかのすべての人が理解して守るということではなくて、障がいを持っている人も同じ市民として新潟市づくりに参画するのだという意味合いを示していると思っています。そういう意味で、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例なのです。新潟市づくりという言葉

が入っているというのが、４点目のとても大切なところだと思っています。そういう点では、まさしく差別解消を新潟市の中で具体的に進めるための条例だと。そのような目的が表されるといいのではないかと思っています。

全般にわたる基本条例というのは、今、タイムリーに障害者差別解消法もできましたから、そこの中で十分に語り尽くされているのではないかと思いますので、新潟市としては、さらに上乗せ・横出しと言われていますけれども、踏み込んだ差別解消のための具体的なツール、武器となり得る条例になれればと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。差別の解消を明確にしたいという思いと、名称も含めていろいろなポイントを示していただきました。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

名称も、目的と切り離せない部分もありますから、名称も含めてご意見をいただいてもいいと思いますので、ご発言をお願いいたします。

（枡屋委員）

私が考えた条例の名称を発表させていただきたいのですが、「だれもが人として生きていけるまち新潟市づくり条例」ということで考えさせてもらいました。どうしてかといいますと、障がいがあろうがなかろうが、だれもが生きづらいのは確かなのです。市民全部が人として、自分の力で生きていると実感できるまちとして新潟市があってほしいと私は考えています。ですので、こういう名称を考えさせてもらいました。そういう意味合いを含めますと、差別解消を主題とした条例づくりが適切ではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。「だれもが人として生きていけるまち新潟市づくり条例」という提案ですね。

（枡屋委員）

人の鍵括弧で括っていただきたいのです。「人として」というキーワードが非常に重要ですので、二極化とか白とか黒とかではなくて、人というのは虹とかグラデーションとかスペクトラムだとかそういうものだと私は思っていますので。

（長澤座長）

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

（川崎委員）

提起しておきながら、自分のことは言いそびれたのですけれども、私が提起したことに対する回答という意味なのですけれども、これまでの検討経過もそうですし、障害者差別解消

法ができたということ。やはり何を伝えたいかということを絞ったという意味では、差別解消を主題にした条例が望ましいのではないかと思っております。そのような意味で今後整理ができればと思っております。名称についてですが、桝屋委員が今おっしゃった話は非常によく分かって、竹田委員のお話も非常によく分かって、思いというものを受け止めていますし、最初は私もこの名称に違和感がなかったのですが、よくよく考えていったときに、やはり名称というのが先に出るのだと思っておりまして、だれにというよりも、一番大勢の対象はだれかと考えたときに、やはり分かりやすい名前という意味で考えました「障がい者差別をなくする新潟市まちづくり条例」、略称「障がい者差別をなくする条例」ということで考えておりました。

竹田委員のおっしゃっている意図は、できることであれば前文か何かを置いて端的に示したほうがいいのでないかと思っておりますし、前文を置くかどうかも意見としては考える必要があるのではないかと思っております。決して否定したわけではありません。むしろ思いとしては非常によく分かるし、確かに桝屋委員がおっしゃる人はとても大事なキーワードですし、そういう意味では、条例の名前として、これもと思うのですが、だれに伝えたいか。「障がい」という言葉がないと、中身が全く見えてこない。そういう意味では、題名というのは非常に大事なのだと。考えた自分としてもセンスがないなとも思っているのですが、シンプルなものが一番いいのではないかと思って申し上げました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

事務局に確認ですけれども、ここで決定ではないですよね。広く意見をいただくということでよろしいですよね。

（事務局）

はい。

（長澤座長）

名称も含めて、いかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

名称は、竹田委員がおっしゃられたことや、皆さんのご意見を聞いて、そうだなと思ったりしていますが、私の立場上、差別解消、差別されているということに対しての相談がとても多くあるように思っております。そのあたりも大事にしていっていただければありがたいなと。自分の役割、立場ではそういう部分があるので、皆さんにもそれを考えていただければいいなと感じております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

もうお一方、いかがでしょうか。

（伊東委員）

私も竹田委員と同じ思いでおりまして、仮称ではありますが、「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」は、大変いい名前だと思います。この条例名を読むだけで未来の新潟市の明るい姿がイメージできて良いと感じております。ただ、長いものですから、なかなか覚えられないですよね。読みながらでないとすらすらと出てこないところがあります。条例が広まるためには、短くてキャッチーな、人の口の端にのぼりやすいといいますか、口コミで広まりやすいような名前がいいのではないかと思います。正式名称はたくさんの思いを込めて長くても、先ほど事務局がおっしゃったように、印象的な略称をつけるのがよいのではないかと思っています。例えば、正式名は「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされ、幸せに暮らせる新潟市づくり条例」で、略称は「ハッピー条例」とか。そのように、だれもが１回聞けば耳に残ってすっと口に出せるような略称を付けるのもいいのではないかと思います。

先ほど桝屋委員が人を強調されていました。私も同じ思いです。先日の共生社会フォーラムで遁所委員もおっしゃっていました。「ものづくりよりも人づくりである」と。仮称の条例名にあるように、「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市」をつくるのは人です。ですから、人づくりというのは大事なので、人を鍵括弧で強調するというのはすごくいいアイディアだと感じました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

私の個人的な意見なのですが、共生フォーラムで最後に個人的な見解として断った話なのですけれども、私は、障がいのある、なしにかかわらず、先ほど桝屋委員がおっしゃった性同一性障害や、法的に認知されていない方、あるいは女性や高齢者などすべての人を含んで差別がなく、みんなが大事にされるということをまず先に述べて、障がいのある方には合理的配慮をきちんと提供するのだということを延べ、三つ目に、一人ひとりの個人のニーズが尊重されるという、ある意味での階層性を入れたような条例というのはどうなのかなというふうに個人的には思っているのです。一つのステージというか考え方で、差別をなくすというか、一人ひとりの要望に応えるというのは非常に難しいです。今、教育界では３層的な考え方が主流になってきていて、そうすることによって、全体を大事にし、障がいという一つの特性のある人たちに対して特性に応じた合理的配慮をする。だけれども、一人ひとりのニーズが違うから、そこのところは、例えば支援計画なりで保障していくというような考え方

が入るといいなと個人的に思っています。名称については、私には知恵がないので、何もアイディアはないのですが、個人的な見解でした。

それでは、目的や名称についても、その思いも発表者から説明をさせていただきました。そういったことも含めて、今後、目的、条例の名称を少し具体化して、いくつかの候補を決定することになっていくと思いますが、案をお示しするような流れにしたいと思います。ひとまず、目的、名称についてよろしいでしょうか。

それでは、定義に移らせていただきます。

（川崎委員）

先ほど田中委員がおっしゃった【たたき案】の部分の話と、私が思っていたものと違っているのかもしれませんが、手段を掲げて目的をという形式というのは、形とすればそれでいいのではないかと思うのですが、そこのところで一つだけ言葉として、【たたき案】の２行目、理解を深める施策というのが言葉としてあります。一般的な概念としての施策、行政のもののような、これ専用のような印象を受ける言葉に見えます。果たしてそれでいいのだろうかと。市民ともどもの行動という視点の言葉がうまく探せなかったのです。こういう言葉がいいのではないかというものが探せなかったのですけれども、印象として、この施策というのは、行政だけが行うような言葉の印象があります。そういう意味では、何かいい言葉がほかにあれば、工夫がいるのかなと。

もう１点、細かいところですが、１行目の後段、「障がいのある人の取り巻く」ではなくて、これは「を」だろうと思われます。誤植を言うようで恐縮なのですけれども、恐らくこれが【たたき案】として固まっていけば、この部分は生きていくことになるだろうと思われますので、申し上げさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございました。用語、表記についてご提案がありましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、定義に移らせていただきます。中間とりまとめの中では、障害者基本法や障害者権利条約を参考に四つのものを定義していますが、こちらについて何かご意見はございますでしょうか。資料 10 ページに示されております。いかがでしょうか。

（遁所委員）

障がいの説明のところで、これでよいと思うのですが、今年度から難病という言葉がしっかりと総合支援法にも入ってきましたし、その他に入るのですけれども、難病も入れていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

（川崎委員）

細かい注文をつけるようで恐縮なのですけれども、10 ページの区分の「障がい」というところですが、この後「者」がつかないのでしょうか。「障がい」でしょうか。「者」でなければいけないのではないかと思って見ていたのですが。

（長澤座長）

この点はどうでしょうか。ある者ということで、「者」を入れるか入れないかということについては。

（事務局）

説明を見ますと、障がいがある者であってとありますので、いずれにしても、どちらかに統一するように、次回までに直したいと思います。

（桝屋委員）

「障がい」の説明について、非常にいやらしい注文なのですけれども、精神障がいの中に発達障がいを含むとあるのですけれども、これは厚生労働省が定めたところによる区分だと思うのですけれども、実際は少し違うものでして、精神障がいではなくて、脳の機能障がいなので、発達障がいは別に定めるべきではないかと私は思いますが、いかがなものでしょうか。

（長澤座長）

そのあたりも法的な意味づけと、医学的なものといろいろと見方がありますが、情報に基づいて検討していただきたいと思います。

（川崎委員）

今のところで、反論するわけではないのですが、この括りは障害者基本法にそういう括りになって載っているのです。いわゆる法令の範ちゅうなのでこうせざるを得ないのではないかと思って私も見ていました。

（桝屋委員）

そういうことも含めて、しかし新潟市はこういう理解であるということを示していただければと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。

私からなのですけれども、合理的配慮の不提供という区分なのですけれども、最初に合理的配慮を説明したほうがいいのではないかと思うのです。なぜかというと、合理的配慮は難

しいという感想がけっこうあったのです。そうすると、合理的配慮というものをまず言ったうえで不提供というものに言及することが分かりやすいのではないかと思うのですが、その辺の表記の仕方は私も自信がないので、こういったものが通例なのかなと思って見ていました。意見です。

（金子委員）

先ほど難病の取扱いの意見がございましたけれども、障害者総合支援法でも難病というのがありますので、難病患者は300にもなるという背景を考えると、非常にありがたいなと思います。

（長澤座長）

ご意見ありがとうございました。

（佐藤（佐）委員）

合理的配慮の不提供のところの下から２行目なのですけれども、「お金や労力の負担が過度にかかりすぎにならないもの」と記されているのですが、過度にかかりすぎということになると、二つもついているような感じがしまして、ここは過度にならないとか、かかりすぎにならないものというようなほうが適切ではないかと感じました。過度にかかりすぎというと、相当負担が強いられるような印象を受けるのではないかと感じました。意見でございます。

（遁所委員）

川崎委員がおっしゃるように、すでに定義となっているところの引用であると思うのですが、社会的障壁というものが、1995 年の障害者白書の中で四つのバリアフリーということで、非常に分かりやすくなっていて、最初の条例の基本方針として、中学生、小学生に分かりやすいものというならば、物理的とか情報、制度、心のバリアということで、もう少し優しい言葉を使っていただいたほうがいいのではないかと思いました。これはこれでいいと思うのですけれども、さらに優しくということで、意見を述べさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございます。社会的障壁についてのご意見でした。

先に進めてよろしいでしょうか。次に、11 ページの市の責務、市民等の責務に移ります。事務局が中間とりまとめの中で案を示しておりますが、これについてのご意見はいかがでしょうか。

（川崎委員）

細かい話ばかりで恐縮です。この【たたき案】の②障がい当事者「自らの」という部分ですが、「自らがその」が正しい表現ではないかと。このとおり読みますと、「自らの生きづ

らさや」で「伝え」というのがつながってくるのだろうと思いますが、どうも日本語として「伝え」につながらないのです。自らがそのものを伝えていくという意味なのかなということであります。

（長澤座長）

この表記について、今のご意見を踏まえて、事務局から何かありますか。特になければ、意見として承っておくということで。

（事務局）

そのとおりだと思いますが、再度、確認させていただきます。

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。

ほかに、責務についてのご意見はいかがでしょうか。

（伊東委員）

この責務の中に「多様性を受け入れる」という文言を入れてはどうかなと思いました。

（長澤座長）

「多様性を受け入れる」、どの部分でしょうか。

（伊東委員）

どこか適切なところに、お願いしたいと思います。

（長澤座長）

その表現をどこかに入れてほしいということですね。ありがとうございました。

責務についてはよろしいでしょうか。

先に進みたいと思います。まだ説明がない 12 ページ以降についてです。区切りのいいところを見ながら、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

今ほどの、差別解消主題化全般にわたる基本条例かという部分で、若干変わってくる部分もあるかと思いますが、このまま進めさせていただいてよろしいですか。

（長澤座長）

お願いいたします。

（事務局）

では、残りの部分について説明させていただきます。12 ページの８段目以降からは、今までの検討会で議論してきた差別をなくすための対応策に関する意見を集約したものとなっております。はじめに、障がいを理由とした差別の解消のため、障がいを理由とした不当な差別的対応を禁止する規定と、13 ページの下にある合理的配慮の不提供に関する規定を条

例に設けてはどうかという提案でございます。差別的対応に関する規定については、具体的な内容を条例に求めるか、条例と合わせて制定するガイドラインに盛り込むかは、皆さんからご意見をいただき、検討していきたいと考えております。また、合理的配慮の不提供については、障害者差別解消法と同様、市は義務規定、民間事業者は努力規定で提案させていただいております。合理的配慮については、個別的、具体的な内容について条例の中に盛り込むものではなく、ガイドラインの中で一定の基準を示していきたいと考えております。ここが５番の説明でございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。ページ数でいうと 13 ページの一番上の行となりますか。それとも内容にまで踏み込んで意見をいただいたほうがよろしいですか。

（事務局）

14 ページまでの内容になります。

（長澤座長）

失礼いたしました 14 ページまでということですね。

（事務局）

５の（１）の部分になります。

（長澤座長）

確認です。ページ数でいいますと 12 ページの５「障がいを理由とした差別解消」という記述で、14 ページの一番下までの内容についてです。ご意見、よろしくお願いいたします。

（川崎委員）

一つ確認をさせていただいたうえで申し上げたいと思うのですが、ここで記されている内容は、12 ページの一番下から 13 ページの頭につながるように、今後、ガイドライン等を作っていきますということで、条例に具体的内容は盛り込まずに進めたいという考え方でよろしいでしょうか。

（事務局）

具体的な内容を盛り込むか、中間とりまとめの段階ではこういう表現でどうかと。引き続き、今後条文化していく中でガイドラインに盛っていくか、条文化していくかというのは引き続き検討したらどうかということです。

（川崎委員）

今の時点で私は全く賛成です。というのは、国の基本指針もまだ出ていない、対応指針もまだ出てきていませんので、対応指針などでも、雇用分野でもやっと例示が少しずつ研究会で出てきているという段階ですので、示されているものは始まりの部分くらいしかないので、

そういったものが見えてこないと、基本的には基本指針が見えないと作れないのではないかという気がしています。したがって、時点としてはもっと先だろうという意味では、今後も引き続き検討していきますということで、賛成です。

（長澤座長）

ありがとうございます。中間まとめとしてはこのような表記に賛成というご意見でした。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、（２）合理的配慮の不提供についての部分のご説明をいただきたいと思います。先ほどだぶって説明してしまいましたが、（２）につきましては、合理的配慮の不提供について、障害者差別解消法と同様、市は義務規定、民間は努力規定で考えております。また、合理的配慮については個別具体的な内容については条例の中に盛り込むのではなく、ガイドラインの中で一定の基準を示していければと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございます。先ほど少し説明いただきましたが、15 ページ、16 ページまでの部分でございます。合理的配慮の不提供について、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

（田中委員）

事務局に質問なのですけれども、ここでいうガイドラインというのは、分野ごとに定めるものを想定していると理解していいでしょうか。

（事務局）

我々が今まで検討した分野でもいいですし、それとは違う、より細かい分野を想定している部分に関してです。

（事務局）

具体的にはまだこういうものというのがはっきりしていないのですけれども、どちらかというと、条例だけでは言い切れない部分を補足して説明するような、具体例を挙げながら、補足するようなイメージで考えております。

（遁所委員）

今さらながらなのですけれども、市の義務規定のところは十分理解していて、事業所も努力というのは私からも発言したところなのですけれども、ふと考えるに、今日、新潟交通さんがいらっしゃっていますが、新潟交通さんしかバスはないですよね。こういう場合、民間事業所に努力義務規定にすると、新潟交通さんがノンステップバスを普及してくれない恐れがあるので、大きい企業の場合は、一般にどのようなものでしょうか。例えば公立の学校にはエレベーターを設置すべきとかありますけれども、私立の学校にも同じようにというところで、条例で補助金などを盛り込むというのは可能なのでしょうか。まとめて言うと、事業

所はどこまで努力義務が許される事業者なのかと。新潟市独自の考え方でいうということもありますが、お願いします。それから、新潟交通さんの見解も聞きたいと思います。

（長澤座長）

ご質問は、事務局と新潟交通さんと捉えていいですか。

（遁所委員）

はい。

（事務局）

今のご質問に対してですが、仮に義務とした場合に、例えば新潟市で何かの補助金が出せるかというご質問が一つあったと思いますが、分野が非常に広くなっているものですから、今日はだいぶ事務局として課長方が来られていますけれども、障がい福祉課だけで、例えばエレベーターの話がありましたが、民間が作るときには補助金が出せますということは、ここではお答えできないのは大変申し訳ないと思います。いずれにしても、建物だけでいいますと、県の福祉のまちづくり条例などでは、今後、できるものについては一定の義務があります。また、別な法律のところで縛りがあるのではないかと思っています。明確な回答になっていないかもしれませんが。

（長澤座長）

遁所委員、よろしいでしょうか。

では、新潟交通の保坂委員、先ほどの頓所委員のご質問についていかがでしょうか。

（保坂委員）

ありがとうございます。努力義務規定という部分ですけれども、例えばノンステップバスの導入といった部分になりますと、正直いいまして、相当な投資額になるというところと、時間も相当かかるという部分もありますので、民間事業者が単独でどこまでできるかということになりますと、やはり限界があるのかなということは感じています。ですから、このあたりは新潟市さんと今後どのように進めていくかというお話ができると思います。例えば設備面といった部分で、バス停付近の道路の形態、車いすでそのままスロープで乗れるところと、道路の形態として乗れないといったところもございます。このあたりも、やはり道路管理者であり、交通管理者の皆様と協議をして進めていくことになりますので、私ども単独ですぐにできると言えない部分があることはご理解いただきたいと感じています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

不提供について、ほかにいかがでしょうか。

なければ、次回もこの続きがあります。時間的にこの後のところまで深めるのは厳しいと

いう判断がありますので、もし合理的配慮の不提供ですとか、その前の部分で、言うのを忘れていたといった意見があった場合には、次回、ご発言いただきたいと思います。

本日は議事の（２）はここで終了させていただきます。

（３）市民及び関係団体との意見交換について

（長澤座長）

議事の（３）です。「市民及び関係団体との意見交換について」、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料３をご覧ください。今ほど皆様に検討していただいておりました中間とりまとめについて、これを基に６月から７月にかけ市民や関係団体の方と意見交換を開催したいと考えております。まず、１の「目的」でございます。ここに掲げたような目的で意見交換をしていきたいと思っております。実施時期につきましては、別紙２枚目のスケジュールを見ていただきたいのですが、６月から７月にかけて市報にいがたやホームページなど、使用できるあらゆる媒体を使いまして、市民に呼びかけ、意見交換会を区別に８回行いたいと思っております。また、関係団体を対象とした、関係団体というのは、別紙の「意見交換スケジュール（案）」に（２）とありますが、教育関係、医療関係、福祉サービス団体、障がい者当事者団体など、さまざまな団体にも声かけをしまして、そういう団体の方だけを対象とし、計９回を考えております。

その説明にあたりまして、この検討会の関係団体から選出された委員と、当事者の方の２名から説明していただければと思っております。また、それに先立ちまして、各区の説明会に、区自治協議会委員や自治会長、民生委員にもできるだけ参加していただきたいと思っておりまして、機会をとらえて、４月から５月にかけて参加いただけるように、こちらから働きかけをしていきたいと思っております。また、意見交換の内容としましては、障がい特性や差別事例を交えながら、条例の必要性をはじめ、中間とりまとめを基に検討会における取組みについての周知を図るとともに、条例に関する要望や期待することなどをテーマに意見交換を行いたいと考えております。意見交換の日程につきましては、これから調整することになりますが、決まり次第、市報やホームページで周知を図りたいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございます。

ただいま事務局より、６月から７月にかけて、一般市民や関係団体を対象にした意見交換会の開催と、関係団体選出の委員と当事者委員の２名により、中間とりまとめの内容を説明

していただきたいということでした。このことについて、皆様のご意見はありませんでしょうか。

（伊東委員）

この意見交換会は、今のような広い会場で多くの人がいらっしゃると思うのですけれども、私も感じたことなのですが、なかなか意見が言いづらいということがありまして、以前、こちらでも試みたグループワークのような形の意見交換会というお考えはありますか。

（長澤座長）

事務局、いかがでしょうか。意見交換会の持ち方ですが、具体的に何か。

（事務局）

今後検討してみますが、基本的に、自治会長や市民の方に周知を図ろうという会でございますので、大勢集まる中でグループワークで意見が出るかどうか。また、そのグループを誰がリードしていくかということもありますので、なるべく多くの意見はいただきたいと思っているのですけれども、グループワークという形でできるかどうか。今日、そのようなご提案をいただいたので、検討して、次回に考えを示させていただきたいと思います。

（長澤座長）

趣旨は、皆さんができるだけ意見が言いやすい環境、条件ということととらえていいでしょうか。

（伊東委員）

はい。

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。

（川崎委員）

この資料の説明を合わせますと、説明者、関係団体委員、当事者委員となっております。これは区ごとという想定ですよね。８区になると 16 人、委員は 20 名。ただ、当事者委員が７名だったかと思うのですが、８区で割が悪いのですが、どのような想定になるのでしょうか。

（事務局）

日程が決まりましたら、皆さんに日程をお伺いして、日程があう方に、なるべくだぶらないように調整させていただければと思っております。

（長澤座長）

川崎委員、いかがでしょうか。

（川崎委員）

おっしゃるとおりだろうと思います。細かい話で恐縮です。今の、団体委員１名、当事者委員１名となると、公募委員の方が入らないということでよろしいですか。

（事務局）

そういうつもりはございませんので、調整させていただきたいと思います。

（長谷川（イ）委員）

私は何を説明すればいいのでしょうか。説明者は行政と書いてあるのですけれども、関係者団体、当事者委員というのは私たちが入るのですよね。

（事務局）

非常に分かりにくい資料ですみません。多分、スケジュール（案）の横書きの別紙を見られていると思うのですが、区自治協議会や自治会、民生委員に積極的に出てくださいというお願いを行政のほうから説明させていただくということで、実際の本番の９回の説明会については６月、７月ということで、皆様から説明していただければと考えているところです。

（長澤座長）

説明は委員がするということで、よろしいでしょうか。

（長谷川（イ）委員）

説明というのは、条例のことで決まったようなことを説明するということですか。それとも、自分の障がいの特性みたいなものや、そういったことを説明すればいいのでしょうか。

（事務局）

内容についてはご相談させていただきたいと思いますが、先ほどの繰り返しになりますが、障がい特性や実際の差別事例などを交えながら、中間報告の中身を説明したり、これまでの取組み、進め方をご説明したり、または条例の必要性などをご説明していただければと思っておりまして、一つは、内容はまた変わってくると思うのですけれども、イメージとして、この前の 15 日のフォーラムに出られたと思いますが、あのときに長澤座長がお話をされて、遁所委員が説明をされてということがありましたが、あのようなイメージです。内容は別としまして、あのようなイメージでおります。

（長澤座長）

どういったやり方でやるかという具体的なプランは次回あたりにでも示していただけるということですね。

（竹田委員）

今ほど話題に出ました 15 日の共生フォーラムにおいても、さいたま市の方が会場に来ておられて、さいたま市で条例を作っていこうという啓発のための共生フォーラムがとてもよかったし、大事だったという意見があったかと思います。この種の説明会、意見交換会をや

っていくときは、すごく悩んでいたのですけれども、先ほども少し話をしましたように、西蒲区で 10 年やってきて、課題になっているのは、障がい当事者は集まるのだけれども、知らしめたいのは、障がいのない一般市民の方なのだと。そこにどのように伝えるのかということでは、10 年間ずっと悩んできたのです。一つは、自治会やコミュニティ協議会、教育関係団体、医療関係団体、いろいろな一般市民団体が書いてあるわけですけれども、これに特化して集まってくれといっても、なかなか集まってこないのではないかと思っていて、むしろ、民児協（民生委員・児童委員協議会）の総会とか、何々の定例会とか、そういった場に、ワンポイントでいいから、例えば 15 分時間をくださいというところに我々が乗り込むといったことを入れていくほうが効果的なのではないかと思っています。

もう一つは、各区ごとに、例えば西蒲区であれば、西蒲区の共生フォーラム、西区であれば味な西の祭、南区にも似たような健康福祉祭りがあったかと思います。いずれも行政が共催でかんでいます。そういう中に、まさに当事者マラソントークリレーのような、今回、私たちの検討会でやった当事者の切なる思いを吐露するような場を作っていただくようなもの。そこに、実は新潟市ではこういうことをなくすために条例をやっているのですという二段構えというのでしょうか、既存の一般の方の会議に我々が乗り込むというセッションと、もう一つはまさに障がい共生フォーラムという形で、15 日のような形のものを盛り上げて、しかも今までやってきたものの中に積み上げるような感じで、一から始めるよりは、そのほうが効果的だし、いいのではないかと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。こういったやり方についてもご検討いただきたいと思います。

それでは、意見交換会についてはよろしいでしょうか。

このあたりで議事（３）は終了させていただきます。

ここで、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

３．その他・４．閉会

（司　会）

長澤座長、長時間にわたり議事進行をありがとうございました。委員の皆様も活発なご議論をありがとうございました。

閉会にあたりまして、鈴木部長よりごあいさつ申し上げます。

（鈴木福祉部長）

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。実は、私もこの３月で退職ということ

で、賞味期限がそろそろ切れかかっているところでございますが、市役所生活の最後の２年間、福祉に携わってこられたということで、非常に有意義な時期を過ごさせていただいたと思っております。特にこの条例づくりに参加させていただきながら、今日の議論でもそうですけれども、私がなかなか理解できなかったことや、あるいは知らなかったことが発見でき非常に勉強になったということでありがたく思っております。

去年６月の最初の会合の中でも申し上げましたけれども、少子高齢社会ということで、子どもあるいはお年寄りの施策はどんどん手厚くなっております。そういった中で、障がい者の皆さんに対する施策が少し埋没しているのではないかと感じたという話をさせていただきました。しかし、よくよく考えて見ますと、障がい者の皆さんの高齢化も進んでおりますし、障がい者の方を支えている擁護者の方々の高齢化もさらに進んでいることを考えますと、障がい者の方々の状況はより一層深刻なのだということでございまして、障害者施策にしっかり取り組んでいかなければならないという思いをしてきたところでございます。

そういった中で、新年度、相談体制の充実ですとか、あるいはグループホームについてもなかなか進んでいなかったことから、運営費の補助も新たに行うことにしましたし、さらにいえば、就労の問題についてもさまざまな施策を打っていこうということで、いろいろな取組みをしていくこととしております。こういったサービスの充実ですとか、あるいは施設整備、これはもちろん大切なことで、これからもしっかりやっていかなければならないと思っておりますけれども、こういった取組みと合わせまして、障がい者の皆さんに対する差別や偏見、無意識で行っている部分も多いかと思いますけれども、そういった差別というものを解消しなくては共生社会はあり得ないという思いを強くしているところでございます。

この条例づくりも中間とりまとめという段階まできましたけれども、先ほど話がありましたように、意見交換会ということもございまして、これからがまさに正念場だと思っております。障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくりということで、これを条例の名称にするかどうかは別としましても、まさに我々が目指している条例のねらい、趣旨といったものはこの中にしっかりと描かれていると考えております。去年６月当初、皆さんが抱きました新潟市の特色を踏まえた実効性のある条例を作ろうといったあのときの思い、熱意、あるいは意気込みというものは今もいささかもあせていないということでございますので、今後さらにみなさんがこの条例づくりに向けて一緒になって取りくんいかれることを期待いたしまして、私のお礼と感謝のあいさつをさせていただきます。本当にありがとうございました。

（司　会）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第９回条例検討会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

なお、次回は４月 17 日（木）午後７時からの開催となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。